

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月23日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警 察 本 部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警 察 本 部 長
1～77 略					1～77 略				
78 聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）	略				78 聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）	略			
<u>78の2 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）</u>	<u>第11条</u>	<u>監督実施状況の報告の受理</u>	○						
79 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する	略				79 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する	略			

覚書（昭和40年 4月20日乙交発 第3号運輸事務 次官・警察庁次 長覚書）		覚書（昭和40年 4月20日乙交発 第3号運輸事務 次官・警察庁次 長覚書）	
80～99 略		80～99 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。